

多様な学生（トランスジェンダー女性）受入れガイドライン

2022年5月11日制定

ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）は、本学の教育理念の実現に向け、トランスジェンダー女性（戸籍上男性であっても性自認が女性である人）を受け入れることを決定し、そのためのガイドラインをここに定めます。

目次

基本的な考え方

- 1 受入れと入学後の対応
- 2 名前と性別の情報とその管理について
- 3 授業について
- 4 学生生活について
- 5 留学・学外実習（教育実習等）について
- 6 インターンシップ、就職活動、キャリア支援について
- 7 周囲の対応およびカミングアウト等について
- 8 相談窓口
- 9 自己点検

基本的な考え方

自身の性自認に基づき、本学での女子教育を希望するトランスジェンダー女性を受け入れることを決定しました。

トランスジェンダー女性は「多様な女性のうちの一人」です。出生時の性（戸籍の性）が男性であることに違和感があり、自認の性（女性）で生きることを切望している人です。本学は、それぞれが自分らしく生きられる社会、多様な一人ひとりで構成される豊かな社会を目指しています。みなさんが多様な他者と共に存在できるよう、大学の環境を整えていきます。

ただし、男性が自認を偽って入学するいわゆる「なりすまし」が発覚した場合、学則に基づき退学とします。

1. 受入れと入学後の対応

出願登録期間の1か月前までに入試広報部に連絡が必要です。入学後の対応措置が必要な場合は、当該者と多様な学生受入れ委員会が協議して対応します。

2. 名前と性別の情報とその管理について

①学籍簿に記載する名前と性別について

学籍簿に記載する名前は戸籍名が原則ですが、「ノートルダム清心女子大学における学生の通称名使用の取扱いに関する要項」に基づき、本人の申し出により、授業の履修名簿をはじめ、学内表記すべてに通称名が使用されます。

学内の書類には、性別の記載は基本的にありません。また、学籍情報には、女性として登録しています。学外に提出するもので性別記載がある書類では、本人が性別を選択し記載します。受入れ先等の求める記載により、個別に相談・交渉することになります。

②通称名を使用する場合

本人の申し出により、学内での通称名の使用が可能です。学務部に申し出の上、申請書を提出してください。所定の手続きの完了後、学内文書が一斉に変更されます。学位記をはじめ、本学が発行する各種証明書には、通称名が記載されます。卒業後に申請する証明書にもその通称名が記載されます。

教育職員免許状申請書類、法令等の定めにより、本名を使用することとされている場合、その他学外の奨学金や保険加入の手続き等については、通称名使用ができない場合がありますので、発行・申請の際に申し出てください。

また、通称名の使用を認めている旨を記載した文書も交付しています。

わからないこと、心配なことがある場合は、学務部窓口で相談してください。

③情報の管理について

学籍情報等の個人情報は、「ノートルダム清心女子大学個人情報の保護に関する規則」に基づき、厳重に管理します。ただし、授業や学生生活において必要な場合は、本人の承諾に基づき、関係する教職員と共有します。教職員は、その内容を決して口外せず、他に情報を漏らしません。なお、緊急時（事故、急病等）には大学の判断で情報を提供することがあります。

3. 授業について

①体育実技等での更衣について

本学には更衣室がなく、実技実施場所等を利用して着替えをしています。

必要な場合は、「みんなのトイレ (RESTROOM for ALL)」(多目的トイレ) を利用してください。

「みんなのトイレ (RESTROOM for ALL)」(多目的トイレ) 設置場所

- ・ ジュリーホール1階 エントランスホール
- ・ ヨゼフホール1階 エントランスホール

②授業等における呼称

通称名使用が承認された場合、授業およびその他の活動においても、通称名が使用さ

れます。

4. 学生生活について

①「みんなのトイレ (RESTROOM for ALL)」(多目的トイレ)

多くのトイレは女子トイレ／男子トイレにわかれています。男女の区別なく使用できる「みんなのトイレ」をジュリーホール1階エントランスホールとヨゼフホール1階エントランスホールの2か所に設置しています。どなたでも自由に利用でき更衣室としても使用できます。

②健康診断について

毎年3月～4月に岡山済生会予防医学健診センターにおいて、個別に行なっています。

③入学時オリエンテーションについて

本学では入学後、一泊の宿泊研修「入学時オリエンテーション」が行われます。不安等がある方は、学務部窓口申し出ることで合理的配慮を検討することができます。

④入学式、卒業関連行事、卒業式での服装について

本学は性の多様性とアイデンティティを尊重しますが、式典であることを踏まえた上で、スーツあるいはキャップ・アンド・ガウンで参加してください。

⑤部活動、サークル活動

部活動、サークル活動について心配なこと、配慮が必要な場合は学務部に相談してください。運動部での外部の各連盟への登録等において、戸籍の性と自認の性が異なる場合、希望に沿えない場合があるかもしれません。

⑥性自認の揺らぎに関する支援

性自認は揺らぐことがあって当然であると言われています。入学後に、性自認や戸籍がどのように変わっても、そのことを理由に退学になることはありません。本学はみなさんの卒業までの学びを支援します。個々のニーズに寄り添い可能な限りの支援を考えますので、もし悩んだ場合は、一人で抱え込まずに相談してください。

上記学生生活に関することについて、不安、困りごと等があれば学務部に相談してください。

5. 留学・学外実習（教育実習等）について

①留学について

海外留学については、留学プログラムの企画元や協定校によって受入れ状況が異なるので、事前に調べるのが重要です。国際交流センターにおいて、留学先で必要とする生活環境や学習支援体制等の相談を行なっていますので利用してください。

②学外実習（教育実習・海外研修等）について

教育実習等の学外実習で想定されるトイレや更衣室の利用、服装等に関しては、事前に相談・調整が必要となります。実習はすべて学外機関での実施となるため、実習先の

設備等の都合により、必ずしも希望に沿えるとは限りません。

海外研修等の宿泊を伴う研修の場合も、部屋割りやトイレ・入浴等のことについて事前相談が必要となります。

6. インターンシップ、就職活動、キャリア支援について

①インターンシップについて

インターンシップに参加するに当たり、特別な対応や相談が必要な場合は、キャリアサポートセンターに相談してください。

②就職活動について

自分らしい生き方を実現するためのキャリア形成は、卒業後長く続くみなさんの人生においてとても重要です。社会とどのように関わりたいか考えたり、ロールモデルを見つけたりする等、日頃の学生生活において意識しておくといでしょう。実際の就職活動においては、自身の性自認等を開示して進めるか非開示とするか、企業等からの理解をどれだけ重視するか等、様々な要因が絡んできます。不安なことがある時には、キャリアサポートセンターに相談してください。

LGBT 等の就職（採用）については、行政上の差別解消の取組が行われ、「第4次男女共同参画基本計画」（閣議決定）において性的指向や性同一性障害への対応が指示され（2015. 12）、地方自治体でも「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（2018. 10）、「文京区男女平等参画推進条例」（2013. 11 施行）等の LGBT に係る条例等が制定されています。

産業界では、日本経済団体連合会が「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」（LGBT への対応、2017. 5）を公表しています。LGBT 等の就職（採用）に好意的な企業（LGBT フレンドリー）は、そのことを開示し、必要な支援を行っているところもあります。そしてこうした企業の取組を評価する指標が、2016 年に任意団体 work with Pride によって策定され、受賞した企業や団体がウェブサイトで公表されていますので、参考にしてください。ただし、実際の現場にどこまで LGBT 等 への理解やフレンドリー精神が浸透しているかは企業等によりますので、就職活動の際は十分な下調べも必要です。

就職活動の具体については、キャリアサポートセンターで相談を受け付けています。同センターで実施する各種プログラム、行事、インターンシップの紹介等において特別な対応が必要な場合は、窓口で相談をしてください。必要に応じて、受入れ先（企業等）との相談・協議等の対応をします。

③大学院への進学について

キャリアサポートセンター、および卒業研究等指導の教員等に相談してください。

7. 周囲の対応およびカミングアウト等について

①カミングアウトとは

周囲に知られていない、あるいは知らせていない自身のこと（性・性自認、性的指向だけでなく、出自、信仰、家族・家庭の状況等）について、他者に知らせることを「カミングアウト」といいます。学校や職場等の社会生活上の必要から行われる場合もありますが、「自分を偽る」といった苦痛や不利益の軽減のほか、一人の人間として尊厳のある生き方の実現を求めるといった意味も持ちます。よく誤解されるような、単なる少数者の自己主張や自己満足ではありません。またカミングアウトは、周囲の全ての人に対して一律に行われるのではなく、「誰に対しては」「どの範囲まで」と個々に判断する場合もありますし、カミングアウトしない当事者もいます。

②アウティングについて【主に周囲の方へ】

多くの場合、カミングアウトは「あなた（カミングアウトされた人）」に対して行われたもので、その情報が、第三者に伝わることを含意してはいません。カミングアウトしたこと自体やその内容を当事者の意に反して第三者に暴露することを「アウティング」といいます。これは本人の尊厳を深く傷つけるだけでなく、意識的・無意識的な差別を背景として当事者に大きな精神的苦痛を与えます。こうしたアウティングは、自死（自殺）といった最悪の結果を招きかねません。故意や悪意によるアウティングに対して、本学はハラスメントとして対処します。善意のつもりであっても、本人が自己の情報をコントロールする権利を侵害するアウティングは、絶対にしてはいけません。

③カミングアウトが必要な時には【主に当事者の方へ】

カミングアウトの必要がありそうな時には、先にその内容や状況を整理しておくと思われれます。一人で整理が難しい時、またどのように行えばよいか迷う場合等は、学務部や保健センター、インクルーシブ教育研究センターに相談することができ、守秘義務を負った担当者が必要に応じ関係各所と連携しながら対応します。アウティングで困っている場合も、相談窓口を通して対処することができます。

ただし、入試にあたっては、事前に入試広報部への問い合わせが必要となります。

④カミングアウトされた時には【主に周囲の方へ】

それまでに表していなかった秘密を打ち明けられた時、戸惑いを感じることもあるかもしれません。当事者はあなたを信頼してカミングアウトをしているはずですので、当事者の気持ちを受け止めることが一番ですが、もし、一人で受け止めきれない場合には、学務部に相談することができます。「誰にも言わないでほしい」と言われてカミングアウトされた場合でも、守秘義務のある相談窓口の利用が可能です。

また、誤解されることがありますが、カミングアウトは「あなたは私の性的対象だ」といった宣言や性的関係の要求ではありません。それまでの関係性を破壊しようという意図で行われるものでもありません。

カミングアウトを受けても受けなくても、誰かを特別視することなく、学生（仲間）のひとりとして付き合いしていくことが大切です。

⑤ハラスメントと感じるがあった場合

差別的な発言、会話等、ハラスメントと感じた場合は、各学科のアドバイザーやあなたが信頼できる、訪ねやすい教職員に話してください。学生相談室も利用できます。NDSU ライフに記載されているハラスメント相談員にも相談ができます。秘密はどこでも確実に守られます。

8. 相談窓口

このガイドラインに関する内容について、どなたでも相談することができます。その際、要望や相談の内容に応じ窓口を設定しています。どこに相談してよいかわからない場合、迷う場合、漠然と話を聞いて欲しい等の場合は、学科のアドバイザーか学務部をたずねてください。

すべての相談窓口には守秘義務があります。相談を受けた場合、本人の希望と了解に基づき、必要に応じて関係組織と対応について協議します。

以下に各相談窓口を列記します。

① 学内の相談窓口

相談内容	窓口	場所
学生生活全般 窓口がわからない場合 授業に関する事	各学科アドバイザー 学務部	ノートルダムホール本館1階
キャリア、就職活動、インターンシップに関する事	キャリアサポートセンター	ジュリーホールラウンジ
留学に関する事	国際交流センター	ヨゼフホールラウンジ
心と身体に関する相談	インクルーシブ教育研究センター	ノートルダムホール中央棟5階 ノートルダムホール本館1階 (学生相談室)
ハラスメントに関する相談	ハラスメント相談員	

②学外の相談窓口

●よりそいホットライン（ほっと岡山）

<https://www.since2011.net/yorisoi/>

相談日時：年中無休、24時間

電話番号：0120-279-338（通話料無料）

※最初に音声ガイダンスが流れます。多様な性に関する相談は4番を選択してください。

●男女共同参画推進センター（ウィズセンター）相談窓口

<https://www.pref.okayama.jp/page/530291.html>

相談受付時間：火曜日から土曜日（祝日を除く） 9時30分から16時30分
電話番号：086-235-3310 （相談専用電話）

9. 自己点検

本ガイドラインが有効に機能するよう、「多様な学生受入れ委員会」において適宜ガイドラインの見直しを行います。